

第1回(仮称)荒川旧流路自然再生協議会

協議会開催前の質問・意見について

1. 要綱について

- Q. (委員資格の喪失)第8条(2)「死亡、失踪の宣告又は団体若しくは法人である委員の解散」とあるのは「死亡、失踪の宣告又は委員が属する団体若しくは法人の解散」とすべきではないでしょうか。
- A. ご指摘のとおり修正いたします。
- Q. 第13条 専門委員会の会長についての記載がありませんが協議会の会長が兼務するのでしょうか。
- A. 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議する機関であり、その進行方法については、専門委員会ごとに、変わるものと想定しています。専門委員会の進行方法については、専門委員会ごとの独自性に委ねるため、進行に掛かる規定は、要綱では定めていません。

2. 事業地について

- Q. 再生地は、旧流路延長約4kmと承知していますが、次の事項について差し支えない範囲で、7月5日にご説明をお聞かせください。
1. 計画地の面積、うち用地買収済み面積
 2. 地権者の人数、協議会委員に参加の地権者数
- A. 計画地の面積、つまり「自然再生の対象となる区域」については、自然再生推進法第8条に規定されるように、当協議会の協議において策定する「自然再生全体構想」及び法9条に規定される「自然再生事業実施計画」に定めることによって確定するものであるため、現時点では、確定していません。

3. 運営について

- Q. 協議会開催以前に、準備会での決定事項がある旨の通知文は不快です。誘導協議会にならない様、司会、進行は、慎重にしていきたい。
- A. 委員の公募方法など、設立準備会の場において決定すべき事項もあるものと理解しております。
また、設立準備会におきましても、「会議の開催」「会議の公開・一般傍聴」については、記者発表するとともに、荒川上流河川事務所ホームページにおいてもお知らせいたしております。